

## 合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します！

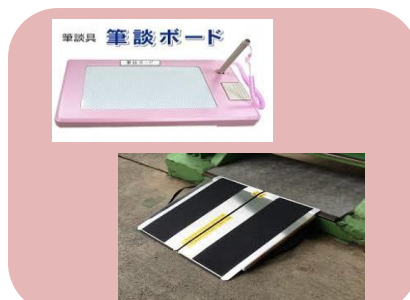
障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすいまち・茨木づくりにご協力ください。



### コミュニケーション ツールの作成

- ・点字メニューの作成
- ・会話ボードの作成  
など

上限額 5万円



### 物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式  
スロープ
- ・高さ可動式  
テーブル  
など

上限額 10万円



### 工事の施工

- ・手すりの設置
- ・段差の解消
- ・洗面所等の改修
- ・点字ブロック等の敷設  
など

上限額 20万円

- ◆助成対象者 茨木市内に事業所を置き、不特定多数の方が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行うもの（中小企業者、特定非営利活動法人）
- ◆募集期間 令和8年4月1日～令和9年2月26日【厳守】  
※令和9年3月31日までに工事等を完了する必要があります。
- ◆予算の範囲内において事業を行いますので、お早めの申請をお願いします。
- ◆申請事業者の負担を軽減するため、受領委任払い（工事施工業者等に助成金を受領させること）も可能とし、より制度を利用しやすくなりました。
- ◆事業完了後は、お店での取組について、市ホームページ等でご紹介させていただく場合があります。

制度の詳細については、  
右図読み取りを  
参照してください。



### 【お問い合わせ先】

茨木市福祉部障害福祉課  
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号  
電話 072-620-1636  
FAX 072-627-1692  
メール syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp